

### 三、スリランカにおける家族法――

## ――複合宗教社会における法の側面――

湯 浅 道 男

(愛知学院大学)

#### 一 報告の目的

近時、アジア・中洋・アフリカをはじめとする、いわゆる第三世界の法に対する関心が高まっている。本報告は、このような動向と宗教学会の設立にもなっており、なお「宗教学とは何か」という問題を模索するなかで、その一つの研究分野の可能性を提示せよ、という谷口知平先生の御示唆にもとづくものである。したがって、本報告は、時間的制約もさることながら、「宗教学」という宗教学の一研究分野として、第三世界の法の研究がとりあげられるべきゆえんを、「スリランカの家庭法」を通じて明らかにし、併せて会員の皆様方の御教示を賜わることが目的とする。個別具体的な研究報告は、アジア法研究の理論的モデルを求めて一九八二年に千葉正土教授を団長として実施される学術調査の結果を改めて報告することにした。

## 二 スリ・ランカという国

一 スリ・ランカ Sri Lanka は、「インド半島コモリン岬の東南、ちょうど感嘆詞の点のように、ボツンと存在する島」である。Sri Lanka とは「輝く島」の意であり、一九七二年五月、パンダラナイケ政権によって、古くから知られているセイロンという国名からスリランカと改称されたものである。

このようなインド亜大陸南端、インド洋上にある島国スリランカは、面積六五六〇〇平方キロメートル、北海道よりやや小さい島に人口約一五〇〇万人弱が居住し、熱帯にありながら比較的温和な気候風土のもとに生活している。したがって、年間国民所得一人あたり七五〇ルピーといわれながら、飢餓感はない。しかも識字率八二%を超え、国民の生活が宗教的背景に支えられていることと相まって、種々の政治的・経済的・社会的な困難な問題をかかえながらも、実態としての国民の生活は、世界でも最も平安な国という印象を受けた。

二 とはいえ、スリランカは「二つの ethnolinguistic groups と四つの religio-cultural Communities によって構成される複合社会 Pralal Society」であり、くわえて、ポルトガル、オランダ、そしてイギリスという西欧列強の植民地支配を受けて今日にいたった、という歴史的背景もあり、単一社会をみる目によっては理解することの困難なある意味では複雑な社会構成の国家である。たとえば、国民は、一九七八年のセンサスによれば、マジョリティ・グループであるインド・アフリアン系のシンハラ Sinhalese (二〇三八万人)、インド・ドラヴィダ系のタミール Tamil (二八〇万人)、アラブ系のムーア Moor (九五万人)、さらにマレー Malay および欧州混血バーガー Bungee (約一〇万人) という人種によって構成されている。そして、これらの人種ごとに、あるいはその歴史的条件のなかから、それぞれ異なった宗教を信仰して、それぞれの宗教共同体を維持している。

衆知のように、スリ・ランカは上座部仏教（「上座に在る長老の教えを忠実に実行する」）の定着した国として知られ、憲法にも仏教を特別に保護する規定（憲法九条）を有する仏教国として知られている。しかし、仏教はこの国の最大多数民族であるシンハラの人々の宗教であり、少数民族であるタミール人はヒンドウを、ムーア人やマレー人はイスラームを、そしてパーガーや改宗をした人達によってキリスト教が信仰されている。というように大雑把に分けることのできる複合宗教社会を構成している。

しかも、シンハラ人はシンハリ語、タミール人はタミール語を日常用語として用い、さらに植民地支配のなかで育ち、またエリート層による公用語としての英語が用いられ、人種、宗教、言語の異同により、それぞれの共同体が維持されてきた社会である、といっても過言ではない複合国家である。第二次大戦後、一九四八年、セイロンとして独立したこの国が、さまざまな政治的事件に遭遇せざるを得なかった最大の要因がここに存在することを看過することはできない。

三　ところで、このようなスリランカをめぐる諸事情は、すでに述べたように、近時、わが国においてもようやく関心の高まってきた、アジアや中東諸国等の、いわゆる第三世界といわれている諸国が多かれ少かれ共有している歴史的・社会的・経済的な諸条件である。これらの諸国の文化に対する認識の必要性が声高に叫ばれる今日―それが石油事情をはじめとする経済的な要因に端を発するものであれ―、私達法学者の間にも、これら第三世界の法と社会の認識への関心が高まりつつある。しかしながら、法律学における外国法の研究は、どちらかといえば、わが国の法律制度のモデルとなった欧米諸国の研究に集中せざるを得なかったがゆえに、必ずしもアジア諸国の法の研究の視点や視角を設定することができない、という状況下にあるといつてよい。そこに、アジア・アフリカ諸国の法の研究の法論如何という問題が問われることになる。そうだとすれば、スリ・ランカの法の研究は、このような第三世界の法

の研究にとって一つの手がかりを提供することになろう、とさきに述べた理由が理解していただけると思う。ただし、これらの諸国は、①複合社会であることを常とするか、あるいは宗教をその国家存立のバックボーンとしている国家である。さらに、②植民地支配を受けた経験をもっている、のであって、これらの諸条件を兼ね備えたスリ・ランカの法—とりわけ家族法—の研究は、第三世界の法の研究の一つの方向を示唆するであろうと思われるからである。

スリ・ランカが複合国家である、といわれるゆえんは、このように人種—言語—宗教が、原則として一組になってコミュニティを形成して、各々が同化することなく存続しているからである。したがって、その状況が法制度のうえにどのように反映されているか、ということが第一の関心事となろう。その手がかりとして、スリランカにおいて「法源」として説かれていることがらをみてみることにしよう。

### 三 スリランカにおける法源

一 スリランカにおける最も権威ある法律学者であるH・W・タムバイアH. W. Tambiahは、その著「セイロン法の諸原則」*Principles of Ceylon Law* においてつぎのように述べている、すなわち「シヴィル・ローのすべての分野において、オランダの影響がきわめて少ないのは人事法の分野であろう。最初に、大きく三つに分けて、セイロンの人々は、つぎのように、地域慣習法によって規制されている。キャンディ法はキャンディ地方に、テサワラメーはセイロン北辺州のタミール人に、そしてイスラーム法はムスリム(イスラーム教徒)に、という具合である。ローマIIオランダ法は、低地シンハラ、東方州のタミール、そしてバーガー(歟州混血)およびヨーロッパ人に適用される。さらに、ローマIIオランダ法は、地域慣習法によって規制されている人達に対しても、地域慣習法に規定なき事項について適用される」と述べている。つまり、人事法の分野は、キャンディ・シンハラ人はキャンディ地方の慣習法であるKyan-

by Law、北辺州のタミール人は、ジャフナ地方のタミール人の慣習法であるテサワラメー「Thesavaramai」の適用を受ける、ということである。

みぎの叙述は、つぎのような問題を提示することになる。すなわち、①植民地支配を受けた結果として、宗主国であるオランダ後継にイギリスの法を継受していること、②そしてそれでいながら、少なくとも民法・家族法の分野は、人種・言語・宗教を基盤としたそれぞれの共同体の法が現在にいたるまで維持されている、ということになるが、これはなにを意味するのであるかということである。西欧継受法と固有法 Indigenous Law との緊張関係（融合と反発）の一つの例を示しているわけである。

二 みぎの問題と関連して、スリ・ランカ法律学における法源論は、きわめて興味深いものといえよう。前掲タムバイアは、「スリランカに存在する法制度 Legal System はローマ・オランダ法、イギリス法、シンハラ法、テサワラメーおよびイスラーム法等、スリランカは、まさに法律の宝庫である」としたうえで、それぞれの「立法、判例、法学者の意見（学説）、慣習、エキイテイそして宗教が、セイロンにおける法源である」と述べ、さらに、慣習法は、地域慣習法および宗教慣習法とよぶべきものだ、ということを述べている。ここに複合社会の特色を示す法源論が展開されているということができよう。大雑把に整理すればつぎのようになる。

三 ①まず、ポルトガル（一五〇五年）、オランダ（一六〇二年）つづいてイギリス（一七九五年）という諸列強の植民地支配を受ける歴史過程において、種々の西欧法を継受しながらも、人事法に関してはスリ・ランカの固有法を現在にいたるまで維持してきているということである。スリ・ランカのエリート法曹が、現在でも、スリ・ランカの法の精神はローマ・オランダ法にある、と一致して説いているのであるが、ローマ・オランダ法の影響のもとに成立した家族法（現在の法律としては Marriage Registration Ordinance, 1956, Matrimonial Rights and Inheritance Ordinance,

1956, Married Women's Property Ordinance, 1956 などである)は、スリ・ランカ人事法の一般法ではあるが、その適用範囲は必ずしも広範囲にわたるものではないことに注目しなければならない。すなわち、コロンボを中心とした沿岸州に在住するシンハラ人(低地シンハラ)を中心とする人事法であるに過ぎない。低地シンハラといえどもほとんどすべての人々が仏教徒ではあるが、西欧家族法の影響を受けた立法によって規制を受けるにいたったのは、なによりも、この地域における植民地支配の強さによるものであろう。①まず、ポルトガルであるが、物資の中継地・拠点を作るという目的をもつ植民地政策は、この周辺の地域だけに関心をもち、さらに、宗教を共有することによって政治的密接さを保とうとする政策(キリスト教の布教)は、むしろ反撥をまねき植民地支配もこの地域に局限されたものとなる。②オランダは、インドネシアのバタビアに拠点をもつオランダ東インド会社の勅令・立法によって本格的植民地支配を企画し、種々の西欧法の impose をはかるが、経路取引法・刑法の定着はある程度成功するが(これらの法がもともと欠如していたことにもよるであろう)、家族法についていえば、その地域慣習に基礎をおく固有法の強さを認識し(テサワラメーの編集やイスラーム法の収集事業に着手しはじめたことなどにそれは表現されている)、家族法については固有法を尊重する方針を採用するにいたった。したがって、西欧家族法の理念にもとづく勅令・立法は、植民地政策の影響力が強くおよびコロンボ周辺の地域に局限されることになる。つまり、西欧文化を受容した人々(中にはキリスト教への改宗者も増加する)には受け入れられることになる。ここに、同じ仏教徒という宗教共同体に属したシンハラは、ポルトガル時代からの延長線上にある植民地支配の直接の影響力のもとにある低地シンハラとそれがおよばないキャンディ地方に在住するキャンディ・シンハラとに分断されることになる。③つづくイギリスの植民地支配は、これを継承した。しかも次第にセイロン全土にその影響力をもつにいたったイギリスではあったが、衆知のイギリスの植民地支配の原則、つまり、インドにおける植民地支配の政策と同様に、固有法を尊重するという考え方は、一七九九年九月二三日

の布告(さらには、一八〇一年の憲章等によって)によって、単に家族法のみならず、土地、賃料、契約、動産の相続にいたるまで、シンハラはシンハラの慣行、ムスリムはイスラームの慣行にしたがう旨を宣言さえするにいたった。したがって、キャンディ・シンハラはキャンディ家族法のもとに生活することになる(現行の家族法としては *Kvandyavan Marriage and Divorce Act, 1956* などがある)。したがって、キャンディ地方ばかりでなく、コロンボを中心とする沿岸州以外の地域は、それぞれの共同体の法が、そのまま維持されることになる。

②したがって、スリ・ランカの最北、ジャフナに在住するタミール人は、テサワラメーといわれる固有の慣習法を有するので、これを今日にいたるまで維持することができた(現在の家族法典としては *Jaffna Matrimonial Rights and Inheritance Ordinance, 1956* などがある)。

③みぎに述べたことは、ムスリムに適用する家族法についても、そのままあてはまることになる。すなわち、イスラーム法の適用については、歴史的に紆余曲折を経たが、結局は、「キャンディ・シンハラにはキャンディ法」という適用原則と同様に、「ムスリムにはイスラーム法を」という原則が確立することになった(現行のイスラーム家族法としては *Muslim Marriage and Divorce, 1956* を挙げる事ができる)。しかし、これは、さきに述べた①、②の場合と異なり、在住「地域」に関係のないムスリムという「人」を対象とするという点において異なるといえよう。つまり、①において述べたキャンディ・シンハラ人の法であるキャンディ法は、ある意味では、キャンディ地方の「地域」慣習法という性格をも帯有しているものであり、②において述べた、ジャフナ島のタミール人に適用されるテサワラメーも同様な性格をもつものというべきだからである。とはいえ、キャンディ・シンハラ人は、単に、「地域」共同体を構成しているということにとどまらず、仏教徒によって構成される、ある意味では宗教共同体を構成しているともいふべきものであり、さらに、ジャフナ・タミール人も同様に、ヒンドゥ教徒によって構成される宗教共同体ともい

うべきものだという点に留意すべきであろう。したがって、それぞれの家族法が、宗教共同体としての法の性格をどのように反映しているかという点を考察することが、「宗教法」という研究分野の可能性を示唆してくれることになろう。この点については、スリランカにおける法律学が、法源として「宗教」を説いていることを手がかりとして概観してみることにはしたい。

#### 四 法源としての「宗教」

一 すでに述べたように、スリランカにおける法源は、④立法 Legislation ⑤先例 Precedent ⑥法学者の意見 (学説) Opinion of Jurist ⑦慣習法 Custom of Customary Law ⑧エクイティ Equity ⑨宗教 religion と説かれるのが一般的である。この体系化のうちに、西欧法(ローマ・オランダ法とイギリス法。近時、イギリス法の影響のもとに変容したこの国の一般法であるローマ・オランダ法をもって、Modern Roman-Dutch Law と呼称することが多くなっている)の影響が色濃く表現されていることを看取することができよう。その反面、スリランカの国有法の性格も表現されている。したがって、「セイロンには、仏教徒、ヒンドゥ教徒、ムスリム、キリスト教徒がおり、宗教は立法または慣習を通じて、法の一つの法源となり、一般法と特別な慣習法との関係において困難な問題を生じている」と説かれることになる。それとはもかく、ここでは、法源としての「宗教」が、スリ・ランカの法学者にどのように説かれているかを、まず、瞥見してみることにはしよう。

① 仏教 仏教の寺院や聖的な財産、僧院、僧侶の集会、仏僧の地位および相続に関しては、仏教の教義の説くところにしたがう、と説かれてきた。列強の支配がおよぶにいたっても、仏教徒固有の宗教上の諸問題について、植民地支配者当局は原則として干渉することができなかった。それを確認したのが、仏教寺院 *Viharas* に関する一八八九年

法令三号および一九〇八年法例一号である。さらに、仏教の聖的な財産に関する一九三一年法令一九号である。仏僧の地位や相続に関しては、仏教の教義のうち、*Vinaya Pitaka* の定めるところにしたがう。とはいえ、時代は変遷する。この問題については、「裁判所は、仏法が現実の慣行になっていないときにはそれにしたがわなくともよい」とし、「原理とか信仰というものは、現実の慣行によって修正されたものにしたがう」(Saranankara Unanse V. Indajoti Unanse (1918))とし、そのためには、「裁判所は、現実の慣行を知るために、それを熟知している僧侶からの鑑定によって、それを確認する」*Dannarata Unanse V. Sumangala Unanse (1910)* という先例が確立している。

② ヒンドゥ法 ヒンドゥ寺院や聖的な財産については、仏教の場合と同様に、ヒンドゥの宗教慣行にしたがって処理され、純粹な宗教的行事についてもそれにしたがうという先例が確立している。その場合に、範型となるのはインドにおけるそれであることについても多くの先例が存している。それでは、仏教とは異なり、ヒンドゥにはヒンドゥ家族法がインドにおいて公布されているが、スリ・ランカでは、そのヒンドゥ家族法が、ヒンドゥ教徒であるタミールに適用されるかという問題がある。これについては、「現在のスリ・ランカではヒンドゥ家族法は法源ではない。テサワラメーが編集されない時代は、ジャフナ・タミールの家族法は、ヒンドゥ法が法源であるというべきであったが、テサワラメーが執行されるにいたって、ヒンドゥ法は法源としての地位を失なった」と説かれている。

③ イスラーム イスラームについても、モスク(イスラームの礼拝堂)や宗教上の指導者の地位に関する問題をはじめとして、純粹に宗教に關係する事項については裁判所は干渉しない、という先例が確立しており、その意味では、他の宗教と同様に、イスラームという宗教上の原則によって、宗教上の固有の問題は処理されていることになる。ただ、仏教やヒンドゥと異なり、イスラーム法が、人事法全般にわたってムスリムに適用されているのであって、成年、婚姻、離婚、婚姻生活における権利義務、相続等々のすべてがイスラーム法という宗教にもとづく法によって規制さ

れているという点である。イスラームという宗教は、信徒の義務として、現世において、シャリーア(イスラーム法)の理想を実現するウンマ(イスラーム共同体)を建設することにあるのであるから、当然といえば当然の結論ともいえよう。そこに仏教、とりわけ、スリ・ランカ仏教である上座部仏教という宗教の性格とは異なることを見出すこともできよう(現在のスリランカにおけるイスラームは、インドのイスラーム法学の影響を受けてはいるが、インド・パキスタンにおける主流ともいえるハナフィ派ではなくシャーフイ派である点に留意しよう)。

二 みぎに、①仏教徒、②ヒンドゥ教徒および③ムスリムによって構成される各々の宗教共同体における法制度において、宗教そのものに基礎をおく「法」、つまり「法源としての宗教」として、スリ・ランカにおける代表的な法学書によって説かれていることを概略紹介してみた(Tambiah, H. W., *Principles of Ceylon Law*, pp. 111~116 [1972])。そこで気づくことは、イスラームを除いて、仏教およびヒンドゥにおいては、宗教界固有の諸問題について言及されているだけあって、その宗教共同体を構成する信徒の私生活に関する法―特に家族法―が宗教上の教義等を反映しているものである、とは説明されていない点であろう。しかし、だからといって、それぞれの共同体における家族法が宗教法(たとえばヒンドゥ家族法)ないしは宗教的背景によって裏づけられた家族法を有しない、と断言することはできない。なぜなら、すでに述べたことを再述すれば、①キャンディ・シンハラ―キャンディ地方在住者―

仏教徒からなる宗教共同体―キャンディ法、②ジャフナ・タミール―ジャフナ島在住者―ヒンドゥ教徒からなる宗教共同体―テサワラメー、という構図が成立する社会の法が、それぞれの宗教的教義によって影響を受けていないとは考えられないからである。しかし、他方、みぎのような単純な構図による仮定が必ずしもスリ・ランカの歴史的状況のなかで成り立ち得なかった、ということもあり得よう(そのことは、植民地支配の直轄下にあった沿岸州が、圧倒的な仏教徒からなるシンハラ人の社会〔低地シンハラ〕でありながら、近代ローマ・オランダ法といわれる法体系を受容したことをもって理解することができ

よう)。たとえば、仏教徒からなるキャンディ・シンハラ人の社会が、植民地支配を受けつけずに固有法であるキャンディ法を今日にいたるまで保持してきたからといって、それがキャンディ地方の仏教徒からなる宗教共同体の「地域」慣習法だといえるにしても、それをもって、単純に、仏教的背景によって作られた法である、とはいえないからである。そもそも、キャンディ法そのものが長い歳月のなかで、生成されたものなのである。その経過は、①シンハラ人自身がインドから渡来した民族であること、②同様に、インドから渡来したタミール人によって南下を余儀なくされつつキャンディ王国を築いたこと、したがって、常にタミール人のヒンドゥ社会との接触およびシンハラ人自身を持ちこんだ慣行のなかで、文化が形成されてきたことに留意しなければならないからである。端的にいえば、インド教ともいうべきヒンドゥ法の影響を考慮することなしには、仏教徒の社会であるキャンディ・シンハラの方法が理解することはできないということである。たとえば、①平等を説く仏教のもとにありながら、キャンディ・シンハラの中には、カースト制度があったし、いまなお現存していること、したがって現行家族法のもとでは異なるカーストが婚姻障害である、という明文の規定はないにしても、いまなお、旧来から存在するカースト婚姻慣行をぬきにしてはキャンディ・シンハラの方法は語れない。②キャンディ婚姻法は、デイガ婚 *Diga Marriage* とビンナ婚 *Binna Marriage* という二つの婚姻形態を認めていることに特色があるが、これもインドの慣行を考慮することなしには理解は困難である。③デイガ婚とは、妻が「完全」に夫の「家」の構成員になるという結婚であり、インドのジョイント・ファミリー・システムに由来するといわれている。またビンナ婚とは、夫が妻の家に入る、という結婚で夫の地位が低いものとかってはされてきた結婚であり、これもブラーマンの結婚制度に由来するものである。まさに、人類学者青木保氏が、キャンディ地方の住民（シンハラおよびタミール）の宗教について、仏教は崇拜の対象でありヒンドゥの神は具体的な願いごとの対象である、と述べているが、ここにアジア社会の法の研究の困難さが表現されているといえよう。

他方、ジャフナ・タミール地方のタミールを中心として適用されるテサワラメーは、この地方の慣習法を収集して成文化したものであり、ヒンドゥ法という宗教法と無関係のように説かれていることがあるが、これとてもヒンドゥ教徒であるタミールの慣行を集大成しているのであって、それらの慣行はヒンドゥ婚姻法ないしはヒンドゥ法のもとで承認されたものであり、その意味では、ヒンドゥ婚姻法の理解なしには語ることできないものである(たとえばいかなる婚姻を有効な婚姻とするかについて、その当事者のカーストによる婚姻儀式がヒンドゥ法にもとづく儀式によったかどうかによって確認の手續がとられたうえで、法的保護が与えられる。Tambiah, H. W. The Laws and Customs of the Tamils of Jaffna pp. 106-112)。

さきに述べたイスラーム家族法の理解は、イスラームの理解なしには理解しえないことはいうまでもないが、さらに仏教徒やヒンドゥ教徒と共存する社会のなかで、どのような変容をうけているか、マイノリティとしてのムスリムの法がどのような修正を余儀なくされているのかどうかは興味深いことである(丁度、インド・パキスタン・ムスリムとエジプト等の中東のムスリムの法との相異の比較のように)。

さらに付言すれば、法源として「法学者の意見」が挙げられている点にも留意しなければならない。直接には、イスラーム法の法源として説かれているイジュマール<sup>1</sup> *Jama*を指称しているのであるが、キャンデイ法のもとで、病身の妻をもつ男性が重婚を許されるべきかどうかという争いで、仏僧の意見によって、裁判所がこれを是認した先例もあり、婚姻慣習法の理解のためには、このような歴史的な生成過程における僧侶の果たした役割についての考察も、不可欠というべきであろう。

## 五 結論にかえて

本報告が問題の核心である「家族法」の具体的問題にまで詳細に言及しえなかつた点は遺憾とするものではあるが、アジアの法の研究が「宗教と法」というアプローチなしには実りある結果をもたらさない、という目的だけは一応示したと考える。このことは、ひとり家族法の問題に限定されない。たとえば、キャンディ法における土地保有にしても、「宗教上の奉仕」による土地保有態様も存するのである。いずれにせよ、①一見、「地域」慣習法にみえるものであっても、その宗教的背景の理解なしには真の理解に到達することはできないであろうということ、②複合宗教社会では、それぞれの宗教の緊張と融合という関係を理解しなければならず、そのためには、それぞれの個別的な宗教社会の法および慣習を理解したうえで、その一つ一つの結び目を辿ることが必要であることを御理解いただけたと考える。報告者自身の関心事である「スリ・ランカにおけるイスラーム家族法」の問題に限定して報告を進めなかつたゆえんである。この点については改めて報告の機会をもちたいと思う。

〈主要参考文献〉 本文掲載の以外の主要文献としては、Tambiah, H. W., *Sinhala Laws and Customs; Religiousness in Sri Lanka*, edited by Carter, J. R.; G. J. タルクラスリヤ(谷口知平訳)、「新比較婚姻法」Ⅷ)、那谷敏郎「スリランカの三宝」、その他 *Colombo Law Review* 掲載の諸論文に負うところが多い。なお、八一年の予備調査については、千葉正士編「スリランカ研究視察報告書」(アジア固有法研究会)がある。